別記様式（第三条関係）

（表面）

第七条　当該官吏又は森林病害虫防除員は、前条第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病害虫等が附着していると認めるときは、第三条第一項第三号に掲げる害虫等がそこに附着していると認め、又は附着するおそれがあると認めるときは、その附着を防止するため必要な限度において、左に掲げる事項を記載した文書を交付して、指示することができる。

一　森林病害虫等の種類

二　措置を行なうべき期間

三　措置を行なうべき森林病害虫等の内容

四　その他必要な措置の種類

2　前項の指示を受けた者が同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行なわないときは、当該官吏又は森林病害虫防除員は、自ら当該指定種苗又は伐採木等について当該措置を行なうことができる。

第十四条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第六条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十五条　第七条第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

森林病害虫等防除法第六条第二項の規定による証票

（裏面）

第　　号　令和　　年　　月　　日交付

官　職

氏　名　（森林害虫防除員にあつてはその旨）

生年月日

写真

森林病害虫等防除法（抄）

第六条　農林水産大臣又は都道府県知事は、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船車若しくは貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝条、樹皮若しくは包装又は指定種苗を収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は収去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とし、中央点線のところから二つ折りとすること。